明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　一

内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～九　略］ 十‖　内閣官房に置かれた新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務を掌理するもの	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～九　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。